

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成28年メールマガジン第10号（2016年4月14日送信）

★★

【今号の内容】

衆議院北海道第5区および京都府第3区の補欠選挙に伴う在外選挙について  
（在外公館投票は終了いたしました。）

★★

- 衆議院北海道第5区および京都府第3区の補欠選挙に伴う在外選挙について  
衆議院北海道第5区および京都府第3区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙は終了いたしました。

1. 補欠選挙の対象区

衆議院北海道第5区：札幌市厚別区，江別市，千歳市，恵庭市，北広島市，石狩市，北海道石狩振興局管内

衆議院京都府第3区：京都市伏見区，向日市，長岡京市，乙訓郡

2. 投票することができる方

上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3. 在外選挙の日程

在外公館投票日：平成28年4月13日（水）（終了）

4. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

**在外公館投票**

- 投票日時： 4月13日（水）午前9時30分から午後5時まで  
投票場所： 在デンバー日本国総領事館待合室またはその他の在外公館  
持参すべき書類： （1）在外選挙人証 （2）旅券等の身分証明書

在外公館投票を実施する公館につきましては、以下をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

## 郵便等投票

(1) 上記1. に記載されている市区町村のうち、ご自身が登録している市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

(2) 投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（4月13日）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

(3) 国内投票日の4月24日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するように、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

## 日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

告 示 日：平成28年4月12日（火）

日本国内の投票日：平成28年4月24日（日）

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>